

新規創業支援助成金事業要綱

(目的)

第1条 世羅町商工会（以下「本会」という。）は、世羅町内における商工業の発展と繁栄に寄与することを目的として、世羅町内での新たな創業を志す起業家に対し、創業時の経営安定と円滑な事業展開を支援するため、創業時に要する経費の一部を助成する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業とは、次のいずれかに該当する場合をいう

- ア 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立する場合（事業完了までに、登記事項証明書に法人所在地が世羅町内に登記されていること）
- イ 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合（事業完了までに、起業家が世羅町内に居住し住民票に記載されていること）
- ウ 事業を営む個人または法人が第二創業として異業種の事業を開始する場合（異業種の事業とは、総務省政策統括官の定める日本標準産業分類の大分類を超えての新たな事業であること）

(2) 起業家とは、前号に規定する創業をする者をいう

(3) 創業の日とは、第1号アにあっては会社を設立した日、第1号イにあっては当該事業の開業届出日、第1号ウにあっては異業種の事業を開始した日とする

(4) 小規模事業者とは、中小企業庁が定義する常時使用する従業員数が、商業・サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の企業をいう（常時使用する従業員には、3ヶ月未満の期間を定めて継続雇用される従業員及び個人事業主および事業主と生計を一にする三親等内の家族従業員、法人企業の役員は除く）

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、世羅町内において新たに創業を志す起業家（創業に関する諸手続きが未着手の者）で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 世羅町内において、創業し事業を行う者
- (2) 創業後、小規模事業者該当すること
- (3) 世羅町に対する町税を滞納していないこと
- (4) その他の世羅町補助金と重複利用をしていないこと
- (5) 本会の会員になること（創業後、ただちに商工会加入手続きを行うこと。）、もしくは本会の会員であること
- (6) 風俗営業の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業でないこと
- (7) 宗教活動・政治活動を主たる目的とした事業でないこと
- (8) 暴力団と無関係であること

(助成対象費用等)

第4条 創業時に要した開業費・販売促進費・備品購入ならびに設備投資にかかる自己負担費用を対象とする。ただし、国庫金・公的機関・公共料金ならびに税金等の支払い、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(助成金額)

第5条 助成対象費用の2分の1以内の額で50万円を限度とし、同一起業家に対する助成は1回限りとする。ただし、算定した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額とする。

(助成金交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする起業家は、新規創業支援助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる証明書類等を添付して、本会に対し申請すること。

- (1) 町税の完納証明書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 創業時に要する、開業費・販売促進費・備品購入ならびに設備投資にかかる費用を証明することができる見積書の写し
- (4) その他商工会長が必要と認める書類

(審査)

第7条 本会会長は前条の申請があったとき、本会内部で組織する審査会を開催し、交付の適否について審査する。

(交付決定)

第8条 本会内部で組織する審査会において決定した内容を、当該各号の定めにより申請者に通知する。

- (1) 前条の審査により、各諸条件をすべて満たし適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を新規創業支援助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。
- (2) 前条の審査により、不適当と認めるときは、交付しない旨の決定をし、その旨を新規創業支援助成金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(交付条件)

第9条 助成金の交付にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 第6条に定める助成金交付申請書提出後、開業又は第二創業の手続きに着手すること
- (2) 交付決定を受けた年度内に営業を開始していること
- (3) 助成金交付決定通知後、未加入者は世羅町商工会に対し、加入申込書により加入手続きを行うこと
- (4) 創業日を起算日として3ヶ年にわたり世羅町内にて営業を継続すること
- (5) 第4号の期間中、世羅町に対する町税を完納すること
- (6) 本会が必要と認めた事項について情報提供すること

(交付請求)

第10条 第8条第1号にて交付決定を受けた申請者は、事業完了後すみやかに、新規創業支援助成金交付請求書(様式第6号)に必要事項を記載の上、次条の実績報告とともに本会に対し申請する。本会は交付請求書を受けたのち、記載内容を確認後、交付請求書に記載された指定口座に振込する。

(実績報告)

第11条 第8条第1号にて交付決定を受けた申請者は、事業が完了した日から起算して30日以内、又は年度最終日の3月31日のいずれか早い日を期限として、新規創業支援助成金実績報告書(様式第7号)及び次に掲げる書類を添付して、助成金の使途に関する報告を本会に対し行う。

- (1) 新たに創業したことを証明する書類
 - ア 第2条第1号アにあっては、登記事項証明書
 - イ 第2条第1号イにあっては、個人事業の開廃業等届出書(管轄税務署の受付印があるもの)ならびに住民基本台帳法に基づく住民票
 - ウ 第2条第1号ウにあっては、第二創業したことがわかる諸帳簿証憑類ほか商工会長の求める書類
- (2) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種の場合に限る)

- (3) 事業収支決算書
- (4) 実施状況に関する証拠となる写真
- (5) 創業時に要する、開業費・販売促進費・備品購入ならびに設備投資にかかる費用の支払いを証明することができる領収書の写し
- (6) その他商工会長が必要と認める書類

(年次報告)

第 12 条 助成金を受けた申請者は、本会に対し創業後 3 ヶ年にわたり報告を行わなければならない。

- (1) 新規創業支援助成金年次報告書（様式第 8 号）
- (2) 決算書ならびに確定申告書の写し（管轄税務署の証明があるもの）
 - ア 第 2 条第 1 号アにあつては、法人税確定申告書
 - イ 第 2 条第 1 号イにあつては、所得税確定申告書
 - ウ 第 2 条第 1 号ウにあつては、本項前段に掲げるア又はイ、ならびに第二創業をした業種別収支内訳表ほか本会会長が求める書類
- (3) 町税の完納証明書
- (4) その他本会会長が必要と認める書類

2 前各号の提出期限は、確定申告書の提出が完了した日から起算して 30 日以内、又は年度最終日の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(助成金の返還)

第 13 条 助成金を受けた申請者が、次の各号に掲げる事項に該当することが判明したときは、新規創業支援助成金返還請求書（様式第 9 号）にて返還を命じ、助成金額の全部を本会に返還させるものとする。

- (1) 偽りや不正の手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき
- (2) 助成対象費用以外に使用したとき
- (3) 創業が不可能となったとき
- (4) 第 9 条の交付条件を満たさない場合

附 則

(実施の時期)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

(改訂)

この要綱の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。